

国 住 指 第 3807 号
平成 27 年 1 月 21 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

平成 12 年建設省告示第 1365 号第 1 第三号における塗膜防水工法の取扱いについて
(技術的助言)

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 12 年建設省告示第 1365 号第 1 第三号における塗膜防水工法の取扱いについて、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いします。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

平成 12 年建設省告示第 1365 号第 1 第三号に定める屋根の構造方法として、耐火構造の屋外面に断熱材及び防水材を張ったものが規定されており、防水材については、アスファルト防水工法、改質アスファルト防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限ることとしているところである。

従来、FRP(Fiber Reinforced Plastics)系塗膜防水工法（以下「FRP 防水」という。）に関する規格がなかったため、FRP 防水が同告示第 1 第三号における塗膜防水工法として、原則として認められない扱いがされてきたところである。

FRP 防水については、平成 20 年 2 月に、日本建築学会において建築工事標準仕様書・防水工事（JASS8）が改訂され、この中で FRP 防水に関する規格（M101 及び M102）が示された。当該規格に適合しているものにあつては、防火上支障がないものと認められるため、今後、当該規格に適合している FRP 防水にあつては同告示第 1 第三号における塗膜防水工法として取り扱われるようご留意いただきたい。